

令和5年矢板市議会定例会

第387回随時会議

報告事項

令和5年5月

矢板市

令和5年矢板市議会定例会第387回随時会議報告事項

報告第1号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

専決第6号 和解について

報告第1号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月18日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

専決第6号 和解について

専決第6号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年4月19日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

和解について

令和5年2月16日、栃木県矢板市扇町二丁目1番1号の駐車場において発生した車両事故について、次のとおり和解する。

- 1 和解の条件 相手方が市の損害額を全額負担し、今後この事故に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。
- 2 相手方 栃木県矢板市 [REDACTED]
[REDACTED]